

入札公告

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。)第166条の規定により公告する。

令和4年3月4日

香川県立ミュージアム 館長 象山 稔彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

瀬戸内海歴史民俗資料館(香川県立ミュージアム分館)清掃業務委託

(2) 委託業務の内容

仕様書(入札説明書にあわせて交付)による。

(3) 委託業務の実施場所

瀬戸内海歴史民俗資料館(香川県立ミュージアム分館)
香川県高松市亀水町1412-2

(4) 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 入札方法

①かがわ電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)(以下「電子入札運用基準」という。)に従うこと。

②入札金額は年額を記載すること。入札書の内訳には月額、年額を記載すること。

2 契約書作成の要否

要

3 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付)

令和4年3月4日から令和4年3月9日まで

午前9時から午後5時まで(ただし月曜日は除く)

〒760-0030 香川県高松市玉藻町5番5号

香川県立ミュージアム M2階 総務課

電話番号 087-822-0002

FAX番号 087-822-0043

メールアドレス kmuseum@pref.kagawa.lg.jp

なお、電子メールで入札説明書等の交付を希望する者は、添付の交付申請書により電子メールで申請すること。

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和4年3月9日午後5時までに3に示した場所等に対し文書で行うこと。(文書は、FAXによる送付も可とする。但し、FAXを送る際には、先に連絡を入れること。)

回答は、令和4年3月11日までの間に、質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員に対して、FAXで送付する。

5 入札及び開札

(1) 入札の方法

電子入札システムによる。

(2) 入札の期間

令和4年3月18日午前9時から令和4年3月23日午後3時まで

(3) 開札の日時

令和4年3月23日午後4時

(4) 開札の場所

香川県立ミュージアム M2階 総務課

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

(6) 入札又は開札の取消し、延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(7) 再入札

開札をした場合において、競争入札参加者の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

再入札の入札期間及び開札日時については、再入札の実施が決定した後、電子入札システムにより、競争入札参加者に別途通知する。

6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札の可否

否とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札に参加する者は、入札前に入札保証金を納付すること。

(2) 規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和4年3月11日午後3時までに、入札(契約)保証金減免申請書を香川県立ミュージアム M2階 総務課に提出すること。

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

(3) 香川県内に主たる営業所(本社、本店)を有する者であること。

(4) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
- ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (6) 本公告に示した委託業務に係る円滑な実施の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 平成 30 年 4 月 1 日以降に、国の行政機関等又は地方公共団体の施設で、同様の施設における清掃業務受託実績があり、受託期間中、誠実に業務を遂行していること。
- (8) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号により都道府県知事の登録を受けている者(以下「知事の登録を受けている者」という。)であること。
- (9) 社会保険等(労働保険、健康保険、厚生年金保険)に加入していること。(加入義務のないものは除く。)

9 入札者に要求される事項

- (1) 入札参加者は、上記 3 に示した場所又は交付申請書により入札説明書の交付を受けること。なお、上記 8 の事項により、参加資格が無いことが明らかな者に対しては交付しない。

○入札説明書の交付手順(窓口で交付する場合)

上記 3 の窓口へ直接行き、受領時に受領確認として会社名、担当者名、連絡先等を県が示した様式に記す必要があり、この受領確認が無い場合、入札説明書の交付を受けていないものとみなすので注意すること。なお、郵送による配布はできない。また、当該競争入札参加者以外の個人等の代理受領も認めない。

- (2) 入札に参加を希望する者は、8 の(1)、(3)、(5)～(9)の要件を満たすことを証明する書類下記

①～⑩を令和 4 年 3 月 11 日午後 3 時まで(ただし、月曜日は除く)に、3 に示した場所に持参し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和 4 年 3 月 16 日午後 5 時までに電子入札システムにより通知する。

◆入札参加資格確認資料(様式は入札説明書に添付)

- ①入札参加資格確認申請書
- ②会社情報 (会社所在地・商号又は名称・代表者名・電話番号・担当者名・担当者連絡先、平成 30 年 4 月 1 日以降における行政指導等処分の有無)
- ③組織体制 (本業務に対応する県内事務所(本支店、営業所等)の体制(常駐従業員の人数、臨時の清掃対応が可能な者の人数))
- ④業務責任者(氏名・経験年数・担当した建物とその従事年数・取得資格(ビルクリーニング技能士などの清掃関連資格))
- ⑤誓約書
- ⑥役員一覧
- ⑦営業所確認資料
 - ア 主たる営業所(本社、本店)の写真(下記のいずれも)
 - ・建物の全景(テナントビルの場合は、建物入口付近及び入居企業の案内板)
 - ・屋外看板や郵便ポストなど当該営業所の営業実態が確認できるもの
 - ・主たる営業所の内部(事務机、電話、FAX、パソコン、プリンターなどの事務用品及び書類の保管状況が確認できるもの)

イ 主たる営業所(本社、本店)付近の略図(営業所訪問ができる程度に詳細なもの)

⑧清掃業務受託実績(対象建物・所在地・対象建物面積・受託期間・契約担当部署の名称及び連絡先)

⑨知事の登録を受けている者であることが確認できる書類(建築物環境衛生総合管理業登録証明書等)の写し

⑩社会保険等加入状況

ア 労働保険に加入していることがわかる公的書類の写し(直近の支払いがわかるもので、下記に例示するいずれか一つでよい)

(例)

- ・労働保険概算・確定保険料申告書及び領収済通知書(領収印があるもの)
- ・納付書(領収印があるもの)
- ・口座振替結果のお知らせ(申請者名が入っている部分を含む)
- ・労働保険事務組合が発行した納入告知書・計算書及び領収書
- ・労働保険料等納入証明書 等

※加入義務がない場合は、労働保険に加入義務がないことについての申立書

イ 健康保険及び厚生年金保険に加入していることがわかる公的書類の写し(直近の支払いがわかるもので、下記に例示するいずれか一つでよい)

(例)

- ・厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書
- ・納入告知書 納付書・領収書(領収印があるもの)
- ・社会保険料納入確認書 等

※加入義務がない場合は、健康保険及び厚生年金保険に加入義務がないことについての申立書

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

12 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った入札者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、最低制限価格未満の価格をもって入札を行った入札者は再度の入札に参加することができない。

入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

13 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とす

る。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

14 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

15 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づき措置を講じる。

(3) 本件入札は、当該契約に係る予算が議会で可決され、令和4年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じるものとする。